

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還交渉資料第3巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 自治権拡大, 郵便貯金払戻し, 奄美群島復帰, 沖縄返還と防衛問題 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43629">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43629</a>

卷之三

卷之三

(三)

三

卷之三

七  
九

R  
S  
U<sup>v</sup>  
L  
G  
S

昭和三十二年十月

奄美群島郵政債務問題に関する意見書

名古屋大學教授　山下康雄

質問第一

「沖縄人に對する日本郵便組織の戰前の債務は米國によつて承認されたものであるか」

回答。否。

理由。

一九五三年十二月二十四日の「奄美群島に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定」(以下單に「協定」と略稱する)第三条附三項によれば、質問にいう「沖縄人に對する日本郵便組織の戰前の債務」は「南西諸島(その他ににおける日本國政府郵便組織の戰前の債務)」とされ、「奄美群島ににおける郵便組織と南西諸島(その他ににおける郵便組織との間の勘定)を決済するにあたつて、「考慮に入れる」(to take into consideration)」ことになつてゐるが、かような協定の文言から、右の債務が米國によつて承認されたと解釈する根拠は薄弱である。その理由は、次のようである。

(1) 一般に、領土割譲の際に、新領有國が旧領有國の金錢債務を引き受けざるば、いかうけれども、どうようだ範囲において引き受けたければ、については、國際法上確定し

大原則は存在しない（一）。ウエルサイユ条約は、新領有國が一定の割合で旧領有國（トーリー）の金銭債務の一部を引き受け、いろいろ原則を定めた（第ニ五七条）。しかし、例外がないわけでは春（第四五、二五五条）。イタリア平和条約では、反対に、支払義務の免除が原則となつてゐる（第十四附屬書六）。さう他の先例によつても、ある条約は一定の条件で支払義務を規定するが、他の条約はこの義務を否定するといふ有様である。従つて、特別な合意がない限り、領土割譲において、新領有國は旧領有國の金銭債務を引き受けないと考へるが、最も妥当な考え方である（二）。

(2) 郵政債務は、国営の郵政業務によく債務で、わゆる行政上の債務（Administrative debts）である（三）。かような債務についても、一般の金銭債務について述べたこととするのが最も適切である。かような債務が新領有國によつて引き受けられた先例は必ずしも乏しくない。一八〇一年、Lancaster条約（フランス共和国と神聖ローマ帝国との間の平和条約）市公債等は行政上の債務は、担保債務（debtสภาพภาระ）の一種として、新領有國（フランス）によって引き受けられた（四）。最近にはイタリア和平条約もそうである（第十四附屬書六）。また、The Indian Independence

(Rights, Property and Liabilities) Order, 1947によれば、ハーストンは、ハキスティンの領土に存在するインドの郵便財金を引き受けている。郵便債権についても、同様である（C. Council, op. cit., p. 181）。しかし、一方にして、かような承継を否定して、いる先例もある。一八〇一年のLancaster条約以来いづれ行方不明に至つた行政債務承継の順序も、一八七八年以降の植民地譲渡に関する条約では行わざなくあつた（Tschiffner, op. cit., p. 22 ff.）。一八九五年の下南条約でも、一九〇五年のボージャス条約でも、行政債務の承継を行わざつた（Tschiffner, op. cit., p. 367）（五）。かような先例の不統一は、行政債務の当然承継ではなくも國際法の原則ではないことを物語るものといひなければならぬ（六）。

(3) 在美群島の場合には、嚴格にいえば領土割譲を以て、施政権讓す（cession of administrative powers）とか領土租借（leases of territory）とかいわれる現象に似て、日本は領土主権を保有しながら米国に施政権（立法、司法、行政上の権限）行使を譲許したりである。そこでかような類似の先例で、國の債務がいかに取扱はれたかと

（二）ことについて研究してみると、次のようになる。

まず、ドスニア・ヘルツエゴヴィナの場合であるが、ホーラ地方は一八七八年のヘルツキニヤ和平条約によつて、オーストリア・ハンガリーの施政の下に立つてゐた。ホーラ地方は地元の收入は「もつて、同地方の需要、施政及び改善にのみ充當せらるべ」とハコの公債が償還に使用しないこととされてゐる（一八七九年コシズタンクノ・ブル協定第3条）（ヒ）。次に、キプロス島であるが、この島は一八七八年の英土同盟条約によつて、トルコの施政からはずなれて、英國の施政の下におかれることになつた（オニ条）。この場合も債務の配分引取（Recollection）については条約は何も規定しなかつた。英國は、キプロス島における収入超過分をトルコに支拂う約束だが（オニ条）、トルコの債務を引き受けなかつた（Freilichsenfeld, op. cit. p. 224）。

（4）かよろなわけで、一般に國際の先例からみて、米國が日本の郵政債務を引受けたとすることは、既定することはできない。しかし、これに対するは、一般國際法のうえから見て、行政分離のとき、米國が日本より郵政債務を引き受けたということはできなくとも、協定第3条によつて、協定発効の日から、又は行政分離のときによつてかのぼつて、

（三）本債務を引受けだと考へることができるではないかといふ反論も考えられるであらう。かよろな議論は、國際法の原則をはなれて、もつぱら、協定の文理解釈に依存するものである。しかし、だから、かよろな議論も支持し難いと思ふ。

まず、債務の引受けが一般國際法上の原則でないことが確定的であることは、債務の引受け協定において明示されなければ、当事国を拘束するものではない。協定第3条第3項前段において、日本国による債務の引受けが明示されたのは、まさにこのためである。從つて、債務の引受けを推定することはやむを得ない。『疑わしきときは常に従うべし』（ sic dico, pars noster est respondent ）とする議もある。専設國際司法裁判所は、勧告的意見第11号において、「The working of a strictly protective jurisdiction is not clear, the character of which involves the maintenance of objectivities for the Parties concerned. The ad hoc tribunals (Hague, World Court Reports, Vol. I p. 738)」。実際に、協定第3条第3項について「日本国政府郵便組織の戦争前の債務」は

もともと日本國政府の債務であつて、協定成立のときまでにアメリカ政府の債務となつた  
という証拠はない。しかも、かような債務が、協定によつて、日本國政府が引き受けたとき  
は、そのも可能であり、アメリカが合意しないときは、日本政府による支拂也可能であると  
ある。ともでさう。かよろ右幾通りの解釈が可能たゞれば、あらためて米國に義務を  
課するような解釈をとることは、条約解釈の原則をはざむることになる。

### 質問第二。

「協定第三条第3項末段の考慮に入れての規定は、日本側に右の戦前債務を米國を代表  
松わせる義務を課するものであるか」（原文通り）

回答。「義務を課する」を「権利を與える」と読みかえらなければ、日本はかような権利を  
有しない、と答へざるを得ない。

理由。国際法上の見地からいへば、「回答上で述べたように「質問」を訂正するのが適當で  
六

ある。国内法上は、特に政府の政治的責任といふ立場からは「質問」のようない方も可  
能であろう。日本がかかるな权利を有しな、ことは、米国が戦前債務を国務省上も協定上  
も引受けている以上、（質問オ二に対する回答及び理由参照）、特に説明する必要はない  
と思ふ。

### 質問第三。

「同項に規定する奄美群島における郵便組織と南西諸島の他の島における郵便組織と  
の間の勘定の中には、行政分離せず、米国側郵便組織の取扱つた日本郵便組織の業務に關す  
る各種収入金は含まない」と解すべきか」

回答。含まざると解すべきである。

理由。

質問にいう「行政分離中、米側郵便組織の取扱つた日本郵便組織の業務に關する各種収  
入金」という語を、大体において、荷物業務に關するものと解するとして、協定の解釈上

附帯業務に関する受払金は、前記の「勘定」に含まざる、としう向頭は、美は困難を向頭である。日本側の決済に関する規定は、米国案になからむので、日本側の要求によつてはいつもの如く、その際の日本側原案では、「勘定」*The debts and credits contracted between*に担当するものとして、*The debts and credits contracted between*ある語が用いられた。従つて、勘定とは債権及び債務を意味すると考えてよい。前記の受払金が郵便組織との債権・債務として勘定ト計上されることは一般的慣行でもあるが、*「勘定」なる語を通常の意味で解するならば、(二)のことは条約解釈の本則である。(一)*勘定には前記の受払金が入ることなるべきである。

むつとも、協定第3条第3項前段で、「金融上の債務」としているから、「勘定」には金融(貯金、汽賃、年金、保険...)上の債権及び債務のみがふくまれると、予考え方もあるであつた。アメリカの上書はこういふ考え方に対し立つてゐるのも思われる。しかし、余ヌとのもりからいえば、こういふ解釈は無理ではないかと思へる。

#### 備問第三

「同項の奄美群島における郵便組織との他の資産とは何を指すか」

回答。奄美群島における郵便組織と沖縄における郵便組織との間の「勘定」に計上される資産(現金及び債権)を意味する。

「勘定」に計上される現金には、別表2Bに計上されてゐる運送金、現金(行政分離のとき)に運送又は保管中の現金)よりも、一九五三年十二月二十日(復帰の日)に運送以外の郵便組織との間の勘定における債権をいろ。

「勘定」に計上される債権とは、奄美群島における郵便組織と沖縄における郵便組織のよう現金や債権が「勘定」に計上されてゐるが、考慮されなかつた。かかる現金や債権が「勘定」に計上されてゐるが、考慮されなかつた。かかる現金や債権が「勘定」に計上されてゐるが、考慮されなかつた。

#### 質問第五。

「同頃末段の戦争前の資産及び債務の中には、戦争中に生じたものを含めるのが当然と解されるから行政分離前との規定すべきではながつたか」

回答。然り。特に説明するまでもない。

質問第六。  
「別表2A(6)の日本四島号四向の換算を行わぬ決済を行わんとする米方の主張は妥当であるか」

回答。妥当である。

理由。別表2A(6)の債権、債務は、日本四表示であつたが、行政分離の期間中、後松井(以下同)で行われた。これによつて、債務は消滅した。(つゝとは、オホテ、米国ノ施政(軍政及び民政)ノ時期に、米國ノ法令によつて行われた。かような債務の処理又は弁済は、米国当局によつて又はそつ指令にもどすつて、行われた財産の処理(平和条約第4条)

二〇

(7)項)であり、米国当局の指令により又はそつ結果として、行われた作為(協定第4条第2項)であるから、かような処理又は弁済は有効であり、それによつて、債務の消滅も有效である。との結果として、核算を行ひ、で決済じよろとする我方の主張は平和条約のうえからも協定のうえからも妥当であると思われる。

質問第七。

「現金、運送金は協定第3条第3項の規定にも拘ねらず、米国側は戦時國際法上没収せられたとの主張を行ひうるか」

回答。かような主張は行ひ得ない。

理由。

別表2Bにかかげられた現金及び運送金は、行政分離の當時の在奄美群島の現金であつて、条約、協定をはなれて、いえは、ヘーリー陸海規則第5条第1項にもとづき、米国軍が押収できる財産であることはたしかである。

しかし、ながら、一九四八年四月七日（米國軍政布告第7号（財産の管理）によれば、國有財産は「管理」のむじにあかるいとしまつた（第2条）。協定もがよな、管理財産の返還を規定してある（第3条第5項）。現金であるから、消滅といふことは考えられず、實際には米國郵便組織の勘定に計上されて運用されて来たと考えらる。従つて、今日においても、原則をたてて役員を主張し得るのは考えらるま。

しかし、協定第3条第3項にいう「その他の資産」で考えられるのは、かよろ在行政分離当時の現金ではなくして、奄美群島復帰のとき、奄美群島における郵便組織が保管しておいた現金をなげればならぬ。何てなれば、協定第3条第3項でいう「勘定」は、復帰のときの勘定であり、従つて、かよろを勘定を決済するにあたつて考慮されるべき資産も、沖縄における戦前の資産は例外として、やはり復帰のときの資産でなければならぬからである。

#### 質問第八。

「旧沖縄県其他地方公共団体に対する償付金は今回の決算においていかに取扱うべきか」

二三

回答。「南西諸島のその他島にあげる日本郵便組織の戦争前の資産」にはいる理由。

右の償付金は、旧沖縄県の地方公共団体に対する簡易生命保険積立金の償付の未償還金及び簡易生命保険積立金をもつて引受けた地方債の未償還金であるが、これは旧沖縄県協定にいう「南西諸島のその他島」に住所をもつ者（地方公共団体）に対する債権であらうから、当然に沖縄における資産である。債権の所在地が債権者の住所へ法人の場合は主たる事務所）であることは法の一般原則である（九）。

#### 質問第九。

「米側口上書の意図は協定第3条第3項と異なる決済を行わんとするものであるることは明白であ

るであるとすらならば、我方口上書の勘定細目との間にいかなる差異が生ずるか」

回答及び理由。

米側口上書は、協定第3条第3項と異なる決済を行わんとするものであることは明白であ

一三

る。その特色は次つ二点に要約せらる。

(1) 純然たる金融機関の本支店勘定の決済に準じて処理しようとしている。従つて、附帯業務にもよく参考につけば考慮を払っていないと見られる。すなはち、為替、財金保険、年金に関する勘定のみを決済しようとしている。その結果、2月28日、29日は決済のこととなる。

(2) しかも、行政分離の期間（一九四六年一月二十九日から一九五三年十二月二十五日までの期）の勘定についてのみ清算しようとしている。その結果、附表A及び附表B C (29-1項)は問題にならない。

(3) しかも、沖縄郵便組織が奄美群島在住者に対する債権、債務についてのみ清算しようとしている。従つて、附表A及び附表B C (附帯業務を除く)についても、タテに一本線をひき奄美群島在住者に対する債権債務とそうでない者（日本及び沖縄に住所をもつている者）に対する債権、債務とわけ、前者についてのみ清算しようとする。従つて、(4)、(5)、(6)、(7)は問題なく決済にははりで来る。

結局、アメリカ案によれば、(1) (3) (6) (15)だけが、条件つきで、つまり債権、債務者

四

か奄美在住者であるときにおつて、決済に参加するわけである。仮にそれらが全部奄美在住者の債権又は債務とする（大体においてどうだと思われる）。

日本側債権 二〇〇、一五五、七一四、八六

米国側債権 二五、一〇八、八八五、四六三

差引日本側取引 一七五、〇四六、八二九、四二三

（1） こうすることになる。そのほかに、日本側は別表B Cによる債権を立て債務を支ねうとするところ、差引きえ、六一、〇五四、五二二、内七二の負担となるわけである。

「結論」といふ題目の下に、盤定を求められた点以外にわたつて述べる機会を与えられたい。

（2） 日米両国提案の比較。日本案は、大体において協定の規定にきわめて忠実であると思われる。これに反して米国案は協定から甚だしくはなっている。そのことは、前述したおりであるから、わざを省略する必要はない。米国案はいろいろ意味で、協定外の合意をとりつけようとするものであるが、それがいつて、これを協定違反呼ばかりあるほど

のこともない。日米両国が合意するならば、協定の趣旨をほんの少しで妥当な解決をもつても、やしづかえない。北三国がほんの余地がある問題でもない。したがつて、今後、米国案、細部にあたつて検討し、場合によつて、細目につけて照会して、さう真意をたしかめることは、極めて緊要であると思われる。

(2) 米国案の推賞。右のような条件のもとで、私は米国案に賛成する。そり理由は次り二つに歸する。

(A) 日韓会談の先例となること。周知のように、韓国は、日韓会談において、旧朝鮮銀行との他の旧日本側市中銀行へ朝鮮殖産銀行など、本支店勘定の決済を要求するも、と推測される。その場合、いろいろ複雑な問題があるが、その一つは本店勘定の引渡し要求ということであろう。この場合韓国側は債権者へたとえは預金者への国籍による区別を主張しない。むしろ主張する法律的知識にかけて、いろと工夫がよいかも知はない。つまり、日本国民の預金はすべて没収されただとしても、本支店勘定の決済をしようとしている。このときあたり、国籍に似つかない在住地による債務關係の区別を認め、アメリカ側提案は、ひとくじ金融機関の債権、債務の決済において、我方に有利な光

例をいくものである(この点細部については、拙稿、内鎖機関及び在外金融機関に関する諸問題第一巻(昭和三十年七月三日)を参照)。

(B) 沖縄施政権還付の橋頭堡とすること。

米国案のように、多くの郵政上の債権債務を未済にすることは、沖縄における日本側領事務をいよいよ重大本らしめる。特に附帯業務の処理は今後の重要な問題である。そのため沖縄と行政事務は残るわけで、これを橋頭堡として、郵政業務全般の回復、つまり郵政権の回復ということを考えらる。郵政権は、政府が考へていて教育行政権よりもはるかに政治性が少い。非政治的な行政権であるから、なしくすしの沖縄行政権の回復には極めて適当なものである。そのため次は、日本案のようなくれいさつぱり縁をきつてしまふような郵政債務の決済は、必ずしも適当ではないどちらう。

(註)、

(一) この問題に対する参考書としては、Frederick, Public debts and State Succession, New York 1931. が最も適当である。最近の先例を見るためには、O'Connell, The Law of State Succession, Cambridge 1956. が適当。そのほか、いわゆる State Succession に関する文献(省略)。

(二) たゞレ、國際先例の一般的傾向としては、特定の条件のもとで、新領有國が旧領有國の債務の一部を承継あるといふが普通である。それは、(1) 割譲地の經濟価値(租税能力)が大きいときは、旧領有國は一般的債務の支払能力の一一部を失うから、債権者(利益)を保護する必要がある。(2) 割譲地に対する投資(道路、港湾事業など)に対する償還(返済)によって生じた地方的債務は、受益者たる新領有國によつて引き受けるのが妥当である。(3) 割譲地に所在する物件を担保とする一般的又は地方的債務は、割譲地を取得した新領有國によつて引き受けるべきである。というような理由によるものである。従つて、将来の日韓会談などでは、承継を肯定している國際先例(特に)

独立の場合に用いる最近の國際先例)を利用して、韓國の過激な主張を抑制する必要があると思われる。

(三) 國家相続の場合に問題にある國の債務については、「一バー」の有名な分類がある。

Huber, Die Staatsnisscession, Volkerrechtliche und staatsliche Praxis im XIX. Jahrhundert, 1899, p. 48-51.

アーバーは國の債務を、(1) 財政上の債務と、(2) 行政上の債務にわけてゐる。郵政、鉄道その他公共事業にもとづく債務並びに俸給及び恩給などが行政上の債務の主要なものであらむ。O'Connell, op. cit., p. 180-181.

(四) Frederick, op. cit., p. 63-4. 同様の条約先例として、一八二八年のニニンヘン協定(オーリー二条)

一八四二年のベルリン条約(オーリー九条)、一八五九年のクニーリツヒ条約(オーリー七条)、一八七七年パリ条約(オ三条)、一九一九年サン・ジエルマニア条約(オニヨン条約)、トリノ条約(オーハチ条約)がある。Frederick, op. cit., p. 139, 214, 284, 519-20. これらの先例では、いおも、行政上の債務は被

担保債務の一種とみなされた。サシエバマン条約とトリアノン条約では、特に条約の解釈によつて、さういふふうに考えられた。Felschenfeld, 519-20. 二ル

か永い間の慣行であつたが、一九三八年のロンドン条約（オーフス）では、行政債務は、初めて独立の種類の債務として新領有国によつて引き受けられたといわれる。

C. Connell, op. cit., p. 180.

(五) 」水と灰と」一九一〇年の日韓命令によれば、日本は韓国の債務を引き受けた。

O'Connell, op. cit., p. 152. Statistiques Générales, 1911, p. 996.

この事実は日韓交渉において強調すべきである。

(六) Felschenfeld は、公共事業によく債務を新旧領有国間に割当するところ慣行は、「ハセハ年までには少くとも一般慣行とはなつてなかつた」といふ（op. cit., 10. 315）。更に、一般に、証券化されない無担保債務については、何ら國際法の原則は存在せず、かくら東債務は、一八五九年以來、むしろ旧領有国に不利に取扱われる傾向が極大かつた。つまり行政債務は旧領有国がいかつかき支払義務を負うのが一般的の傾向であると述べている。（op. cit., p. 786）。

(七) Felschenfeld, op. cit., p. 241-252. 本へ地方は、一九〇九年の

コンスタンツィーブル議定書によつて、オーストリア・ハンガリー領となつた。債務の配分引渡しでは規定がなかつた。一九〇八年十一月十一日オーストリア・ハンガリー首相ウニツトルレは国会で、本へ地方へ領有は、オーストリアに財政上の責任をおわせ、トルコの財政上の負担を軽減するものであるから、債務の配分引渡しは問題にならない、と述べた。Felschenfeld, op. cit., p. 357, Note 141.

(八) 条文の語句を natural and ordinary meaning と、*explanations which they would normally have in their context* で解釈すべきは、國際司法裁判所（Reports of Judgment, Admiralty Opinions and Orders, 1950, p. 8）と、當該國際司法裁判所（Hudson, Miles Court Reports, Vol. I, p. 266）によつて、

条約解釈の原則である。

(九) 批稿「講和条約と外國財産」（昭和二十六年）法規課、六七頁。

*COPY*

*6 August 1959*

Dear Mr. Horsey,

I take the liberty of inviting your attention to the problem of the payment of solatium by the Japanese Government to the inhabitants of Okinawa and beg to state as follows:

Although the United States Government has in principle agreed to the payment by the Japanese Government of solatium to Okinawan people, I understand that there still remain two questions as summarized below on which the views of the two Governments need be adjusted.

- 1) The plan of the Japanese Government on the procedures for the delivery of the funds is that the authority to receive and to distribute the said solatium be primarily delegated by Okinawan inhabitants to the Chairmen of the Solatium Disposition Committees to be established. The Chairmen in turn may, if, due to technical reasons, they find it necessary, redelegate the said authority to some appropriate organization in Japan. The U. S. Government disagreed on such

Mr. Outerbridge Horsey  
Minister,  
Embassy of the United States of America,  
Tokyo.

- 2 -

such redelegation of authority on the ground that it might result in the failure to protect the beneficiaries residing in Okinawa.

- 2) As for the composition of the Solatium Disposition Committees to be established, the U. S. Government expressed the view that it is to be determined by agreement among the Government of the Ryukyu Islands, Nampo Liaison Office and the U.S.C.A.R.

On the first point, I would like to state that after a careful study, the Japanese Government has decided that no redelegation of authority is to be made to any organization in Japan and the solatium should be collectively paid to the Chairmen concerned.

In connection with the second problem, the Japanese Government has already given necessary instructions to Nampo Liaison Office to resume the consultations with the parties concerned. In this regard I believe the composition of the Committees contemplated by the Okinawan side is the most equitable one in reflecting the various interests of the Okinawan inhabitants concerned. Therefore, it would be greatly appreciated if you would recommend the U.S.C.A.R.

to

- 3 -

to approve the composition of the Committees which  
have been unofficially established by the Okinawan  
side.

Yours faithfully,

Osamu Itagaki  
Director of  
the Asian Affairs Bureau,  
Ministry of Foreign Affairs.

No. 18

1 The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honor to refer to the notes of August 4 and November 19, 1956 from the Ministry of Foreign Affairs concerning the settlement of postal accounts between Japan and the Ryukyus.

2 In its notes the Ministry requested that the United States Government make immediate payment to the creditors of the postal system of the Japanese Government prior to the termination of the Pacific War for money order savings and insurance annuities in possession of residents of the Nansei Shotō south of 27 degrees north latitude.

3 The Government of the United States has considered the matters raised by the Ministry's notes and desires to communicate to the Government of Japan its views on the appropriate method of settlement.

4 In paragraph number 2 of its note of August 4, 1956, the Ministry of Foreign Affairs refers to Paragraph 3 of Article III of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Amami Islands, concluded December 24, 1953 which stipulates in part that "the government of Japan shall assume all financial obligations of the postal system in the Amami islands..."

The Government of the United States proposes to reimburse the Government

琉球政府 郵便局 (日本)  
(財政)

- 2 -

1950年 11月 Government of Japan with an amount of dollars sufficient to meet  
the net obligations so assumed by the Government of Japan which  
relate to the period of United States administration of the Amami  
Islands, that is, the period January 29, 1946 to December 25, 1953,

such amount to be determined on the basis of the gross postwar liability of the postal system of the Ryukyus to residents of the Amami Islands as of December 25, 1953, less certain offsets

representing assets of the postal system in the Amami Islands. 何を算入

5 The Government of the United States believes that adequate records exist which will permit the amount of such net obligation to be readily and definitely established.

6 In paragraph number 1 of its note of August 4, 1956, the Ministry of Foreign Affairs refers to the prewar obligations of the Japanese postal system to residents of the remaining islands of the Nansei Shotō south of Latitude 27 N which have been left unrepaid even to this day. The Government of the United States believes that the Government of Japan should take appropriate steps to discharge its obligation to such residents, since the only records relating to most of these obligations are maintained in Japan, and the Government of Japan has already established a successful procedure through its Liaison Office in the Ryukyus for accepting, processing, and paying other prewar claims against it by residents of the Ryukyu Islands south of 27 degrees North.

The

(大西洋会  
南北洋会  
- 3 -  
三十倍以上

The Government of the United States believes that this procedure should be extended by the Government of Japan to service claims against the prewar postal system of the Government of Japan as well.

If these proposals are adopted, each Government will then be in the position of settling its own obligations and (the necessity of agreeing on details for offset as proposed by the Government of Japan will be avoided.) Accordingly, the Government of the United States proposes to the Government of Japan that the foregoing proposals should constitute the basis of the settlement contemplated in the Agreement concluded December 24, 1953. If the Government of Japan finds these proposals acceptable, the Embassy of the United States of America stands ready to enter into discussions with the Ministry of Foreign Affairs as to the proper amount and time of payment to be made by the Government of the United States to the Government of Japan in respect of the postwar obligations of the postal system of the Ryukyu Islands to residents of the Amamis attributable to the period of United States administration of the Amamis.

American Embassy

Tokyo, Japan.

July 2, 1957

北緯二十七度以南の南西諸島在住者の有する日本国政府郵便組織の為替貯金及び保険年金の払戻に関する一九五七年七月二日付アメリカ合衆国大使館口上書についての質疑事項

六、本口上書第四項中「琉球諸島の郵便組織の奄美群島在住者に対する、債務総額」には合衆国の施政期間中奄美群島における郵便組織が取り扱つた日本国政府郵便組織の業務に関する各種受入金（奄美群島に関する日米協定第三条第三項の規定により承継した金銭上の債務を除く）外務省口上書別表（注<sup>(4)</sup>）（注<sup>(5)</sup>）（注<sup>(6)</sup>）（注<sup>(7)</sup>）（注<sup>(8)</sup>）（注<sup>(9)</sup>）（注<sup>(10)</sup>）（注<sup>(11)</sup>）も含むものと解するが米側はいかに考えているか。

七、本口上書第四項中「琉球諸島の郵便組織の奄美群島における資産に相当する相殺分を差引き、」中の資産に相当する相殺分とは何を指すのか。

八、本口上書第四項においては奄美群島における合衆国政府の資産についてのみ言及しているが、「奄美群島に関する日米協定第三条第三項により考慮に入れられるべき同島における日本国政府の資産（奄美群島の行政分離時にかかる同島にあつた日本国政府郵便組織の保管現金及び運送金）外務省口上書別表（注<sup>(12)</sup>）（注<sup>(13)</sup>）（注<sup>(14)</sup>）（注<sup>(15)</sup>）（注<sup>(16)</sup>）（注<sup>(17)</sup>）（注<sup>(18)</sup>）（注<sup>(19)</sup>）（注<sup>(20)</sup>）（注<sup>(21)</sup>）（注<sup>(22)</sup>）（注<sup>(23)</sup>）（注<sup>(24)</sup>）（注<sup>(25)</sup>）（注<sup>(26)</sup>）（注<sup>(27)</sup>）（注<sup>(28)</sup>）（注<sup>(29)</sup>）（注<sup>(30)</sup>）についてふれていないがいかなるわけか。

四、前項に関連して北緯二十七度以南の南西諸島における戦争終結前の日本国政府郵便組織の資産（行政分離時にかかる北緯二十七度以南の南西諸島の地方公共団体に対する簡易生命保険積立金の貸付金及び簡易生命保険をもつて引受けた地方債の未償還金及び同諸島にあつた日本国政府郵便組織の保管現金）外務省口上書別表（注<sup>(31)</sup>）（注<sup>(32)</sup>）（注<sup>(33)</sup>）（注<sup>(34)</sup>）（注<sup>(35)</sup>）（注<sup>(36)</sup>）（注<sup>(37)</sup>）（注<sup>(38)</sup>）（注<sup>(39)</sup>）（注<sup>(40)</sup>）（注<sup>(41)</sup>）（注<sup>(42)</sup>）（注<sup>(43)</sup>）（注<sup>(44)</sup>）（注<sup>(45)</sup>）（注<sup>(46)</sup>）（注<sup>(47)</sup>）（注<sup>(48)</sup>）（注<sup>(49)</sup>）（注<sup>(50)</sup>）（注<sup>(51)</sup>）（注<sup>(52)</sup>）（注<sup>(53)</sup>）（注<sup>(54)</sup>）（注<sup>(55)</sup>）（注<sup>(56)</sup>）（注<sup>(57)</sup>）（注<sup>(58)</sup>）（注<sup>(59)</sup>）（注<sup>(60)</sup>）（注<sup>(61)</sup>）（注<sup>(62)</sup>）（注<sup>(63)</sup>）（注<sup>(64)</sup>）（注<sup>(65)</sup>）（注<sup>(66)</sup>）（注<sup>(67)</sup>）（注<sup>(68)</sup>）（注<sup>(69)</sup>）（注<sup>(70)</sup>）（注<sup>(71)</sup>）（注<sup>(72)</sup>）（注<sup>(73)</sup>）（注<sup>(74)</sup>）（注<sup>(75)</sup>）（注<sup>(76)</sup>）（注<sup>(77)</sup>）（注<sup>(78)</sup>）（注<sup>(79)</sup>）（注<sup>(80)</sup>）（注<sup>(81)</sup>）（注<sup>(82)</sup>）（注<sup>(83)</sup>）（注<sup>(84)</sup>）（注<sup>(85)</sup>）（注<sup>(86)</sup>）（注<sup>(87)</sup>）（注<sup>(88)</sup>）（注<sup>(89)</sup>）（注<sup>(90)</sup>）（注<sup>(91)</sup>）（注<sup>(92)</sup>）（注<sup>(93)</sup>）（注<sup>(94)</sup>）（注<sup>(95)</sup>）（注<sup>(96)</sup>）（注<sup>(97)</sup>）（注<sup>(98)</sup>）（注<sup>(99)</sup>）（注<sup>(100)</sup>）（注<sup>(101)</sup>）（注<sup>(102)</sup>）（注<sup>(103)</sup>）（注<sup>(104)</sup>）（注<sup>(105)</sup>）（注<sup>(106)</sup>）（注<sup>(107)</sup>）（注<sup>(108)</sup>）（注<sup>(109)</sup>）（注<sup>(110)</sup>）（注<sup>(111)</sup>）（注<sup>(112)</sup>）（注<sup>(113)</sup>）（注<sup>(114)</sup>）（注<sup>(115)</sup>）（注<sup>(116)</sup>）（注<sup>(117)</sup>）（注<sup>(118)</sup>）（注<sup>(119)</sup>）（注<sup>(120)</sup>）（注<sup>(121)</sup>）（注<sup>(122)</sup>）（注<sup>(123)</sup>）（注<sup>(124)</sup>）（注<sup>(125)</sup>）（注<sup>(126)</sup>）（注<sup>(127)</sup>）（注<sup>(128)</sup>）（注<sup>(129)</sup>）（注<sup>(130)</sup>）（注<sup>(131)</sup>）（注<sup>(132)</sup>）（注<sup>(133)</sup>）（注<sup>(134)</sup>）（注<sup>(135)</sup>）（注<sup>(136)</sup>）（注<sup>(137)</sup>）（注<sup>(138)</sup>）（注<sup>(139)</sup>）（注<sup>(140)</sup>）（注<sup>(141)</sup>）（注<sup>(142)</sup>）（注<sup>(143)</sup>）（注<sup>(144)</sup>）（注<sup>(145)</sup>）（注<sup>(146)</sup>）（注<sup>(147)</sup>）（注<sup>(148)</sup>）（注<sup>(149)</sup>）（注<sup>(150)</sup>）（注<sup>(151)</sup>）（注<sup>(152)</sup>）（注<sup>(153)</sup>）（注<sup>(154)</sup>）（注<sup>(155)</sup>）（注<sup>(156)</sup>）（注<sup>(157)</sup>）（注<sup>(158)</sup>）（注<sup>(159)</sup>）（注<sup>(160)</sup>）（注<sup>(161)</sup>）（注<sup>(162)</sup>）（注<sup>(163)</sup>）（注<sup>(164)</sup>）（注<sup>(165)</sup>）（注<sup>(166)</sup>）（注<sup>(167)</sup>）（注<sup>(168)</sup>）（注<sup>(169)</sup>）（注<sup>(170)</sup>）（注<sup>(171)</sup>）（注<sup>(172)</sup>）（注<sup>(173)</sup>）（注<sup>(174)</sup>）（注<sup>(175)</sup>）（注<sup>(176)</sup>）（注<sup>(177)</sup>）（注<sup>(178)</sup>）（注<sup>(179)</sup>）（注<sup>(180)</sup>）（注<sup>(181)</sup>）（注<sup>(182)</sup>）（注<sup>(183)</sup>）（注<sup>(184)</sup>）（注<sup>(185)</sup>）（注<sup>(186)</sup>）（注<sup>(187)</sup>）（注<sup>(188)</sup>）（注<sup>(189)</sup>）（注<sup>(190)</sup>）（注<sup>(191)</sup>）（注<sup>(192)</sup>）（注<sup>(193)</sup>）（注<sup>(194)</sup>）（注<sup>(195)</sup>）（注<sup>(196)</sup>）（注<sup>(197)</sup>）（注<sup>(198)</sup>）（注<sup>(199)</sup>）（注<sup>(200)</sup>）（注<sup>(201)</sup>）（注<sup>(202)</sup>）（注<sup>(203)</sup>）（注<sup>(204)</sup>）（注<sup>(205)</sup>）（注<sup>(206)</sup>）（注<sup>(207)</sup>）（注<sup>(208)</sup>）（注<sup>(209)</sup>）（注<sup>(210)</sup>）（注<sup>(211)</sup>）（注<sup>(212)</sup>）（注<sup>(213)</sup>）（注<sup>(214)</sup>）（注<sup>(215)</sup>）（注<sup>(216)</sup>）（注<sup>(217)</sup>）（注<sup>(218)</sup>）（注<sup>(219)</sup>）（注<sup>(220)</sup>）（注<sup>(221)</sup>）（注<sup>(222)</sup>）（注<sup>(223)</sup>）（注<sup>(224)</sup>）（注<sup>(225)</sup>）（注<sup>(226)</sup>）（注<sup>(227)</sup>）（注<sup>(228)</sup>）（注<sup>(229)</sup>）（注<sup>(230)</sup>）（注<sup>(231)</sup>）（注<sup>(232)</sup>）（注<sup>(233)</sup>）（注<sup>(234)</sup>）（注<sup>(235)</sup>）（注<sup>(236)</sup>）（注<sup>(237)</sup>）（注<sup>(238)</sup>）（注<sup>(239)</sup>）（注<sup>(240)</sup>）（注<sup>(241)</sup>）（注<sup>(242)</sup>）（注<sup>(243)</sup>）（注<sup>(244)</sup>）（注<sup>(245)</sup>）（注<sup>(246)</sup>）（注<sup>(247)</sup>）（注<sup>(248)</sup>）（注<sup>(249)</sup>）（注<sup>(250)</sup>）（注<sup>(251)</sup>）（注<sup>(252)</sup>）（注<sup>(253)</sup>）（注<sup>(254)</sup>）（注<sup>(255)</sup>）（注<sup>(256)</sup>）（注<sup>(257)</sup>）（注<sup>(258)</sup>）（注<sup>(259)</sup>）（注<sup>(260)</sup>）（注<sup>(261)</sup>）（注<sup>(262)</sup>）（注<sup>(263)</sup>）（注<sup>(264)</sup>）（注<sup>(265)</sup>）（注<sup>(266)</sup>）（注<sup>(267)</sup>）（注<sup>(268)</sup>）（注<sup>(269)</sup>）（注<sup>(270)</sup>）（注<sup>(271)</sup>）（注<sup>(272)</sup>）（注<sup>(273)</sup>）（注<sup>(274)</sup>）（注<sup>(275)</sup>）（注<sup>(276)</sup>）（注<sup>(277)</sup>）（注<sup>(278)</sup>）（注<sup>(279)</sup>）（注<sup>(280)</sup>）（注<sup>(281)</sup>）（注<sup>(282)</sup>）（注<sup>(283)</sup>）（注<sup>(284)</sup>）（注<sup>(285)</sup>）（注<sup>(286)</sup>）（注<sup>(287)</sup>）（注<sup>(288)</sup>）（注<sup>(289)</sup>）（注<sup>(290)</sup>）（注<sup>(291)</sup>）（注<sup>(292)</sup>）（注<sup>(293)</sup>）（注<sup>(294)</sup>）（注<sup>(295)</sup>）（注<sup>(296)</sup>）（注<sup>(297)</sup>）（注<sup>(298)</sup>）（注<sup>(299)</sup>）（注<sup>(300)</sup>）（注<sup>(301)</sup>）（注<sup>(302)</sup>）（注<sup>(303)</sup>）（注<sup>(304)</sup>）（注<sup>(305)</sup>）（注<sup>(306)</sup>）（注<sup>(307)</sup>）（注<sup>(308)</sup>）（注<sup>(309)</sup>）（注<sup>(310)</sup>）（注<sup>(311)</sup>）（注<sup>(312)</sup>）（注<sup>(313)</sup>）（注<sup>(314)</sup>）（注<sup>(315)</sup>）（注<sup>(316)</sup>）（注<sup>(317)</sup>）（注<sup>(318)</sup>）（注<sup>(319)</sup>）（注<sup>(320)</sup>）（注<sup>(321)</sup>）（注<sup>(322)</sup>）（注<sup>(323)</sup>）（注<sup>(324)</sup>）（注<sup>(325)</sup>）（注<sup>(326)</sup>）（注<sup>(327)</sup>）（注<sup>(328)</sup>）（注<sup>(329)</sup>）（注<sup>(330)</sup>）（注<sup>(331)</sup>）（注<sup>(332)</sup>）（注<sup>(333)</sup>）（注<sup>(334)</sup>）（注<sup>(335)</sup>）（注<sup>(336)</sup>）（注<sup>(337)</sup>）（注<sup>(338)</sup>）（注<sup>(339)</sup>）（注<sup>(340)</sup>）（注<sup>(341)</sup>）（注<sup>(342)</sup>）（注<sup>(343)</sup>）（注<sup>(344)</sup>）（注<sup>(345)</sup>）（注<sup>(346)</sup>）（注<sup>(347)</sup>）（注<sup>(348)</sup>）（注<sup>(349)</sup>）（注<sup>(350)</sup>）（注<sup>(351)</sup>）（注<sup>(352)</sup>）（注<sup>(353)</sup>）（注<sup>(354)</sup>）（注<sup>(355)</sup>）（注<sup>(356)</sup>）（注<sup>(357)</sup>）（注<sup>(358)</sup>）（注<sup>(359)</sup>）（注<sup>(360)</sup>）（注<sup>(361)</sup>）（注<sup>(362)</sup>）（注<sup>(363)</sup>）（注<sup>(364)</sup>）（注<sup>(365)</sup>）（注<sup>(366)</sup>）（注<sup>(367)</sup>）（注<sup>(368)</sup>）（注<sup>(369)</sup>）（注<sup>(370)</sup>）（注<sup>(371)</sup>）（注<sup>(372)</sup>）（注<sup>(373)</sup>）（注<sup>(374)</sup>）（注<sup>(375)</sup>）（注<sup>(376)</sup>）（注<sup>(377)</sup>）（注<sup>(378)</sup>）（注<sup>(379)</sup>）（注<sup>(380)</sup>）（注<sup>(381)</sup>）（注<sup>(382)</sup>）（注<sup>(383)</sup>）（注<sup>(384)</sup>）（注<sup>(385)</sup>）（注<sup>(386)</sup>）（注<sup>(387)</sup>）（注<sup>(388)</sup>）（注<sup>(389)</sup>）（注<sup>(390)</sup>）（注<sup>(391)</sup>）（注<sup>(392)</sup>）（注<sup>(393)</sup>）（注<sup>(394)</sup>）（注<sup>(395)</sup>）（注<sup>(396)</sup>）（注<sup>(397)</sup>）（注<sup>(398)</sup>）（注<sup>(399)</sup>）（注<sup>(400)</sup>）（注<sup>(401)</sup>）（注<sup>(402)</sup>）（注<sup>(403)</sup>）（注<sup>(404)</sup>）（注<sup>(405)</sup>）（注<sup>(406)</sup>）（注<sup>(407)</sup>）（注<sup>(408)</sup>）（注<sup>(409)</sup>）（注<sup>(410)</sup>）（注<sup>(411)</sup>）（注<sup>(412)</sup>）（注<sup>(413)</sup>）（注<sup>(414)</sup>）（注<sup>(415)</sup>）（注<sup>(416)</sup>）（注<sup>(417)</sup>）（注<sup>(418)</sup>）（注<sup>(419)</sup>）（注<sup>(420)</sup>）（注<sup>(421)</sup>）（注<sup>(422)</sup>）（注<sup>(423)</sup>）（注<sup>(424)</sup>）（注<sup>(425)</sup>）（注<sup>(426)</sup>）（注<sup>(427)</sup>）（注<sup>(428)</sup>）（注<sup>(429)</sup>）（注<sup>(430)</sup>）（注<sup>(431)</sup>）（注<sup>(432)</sup>）（注<sup>(433)</sup>）（注<sup>(434)</sup>）（注<sup>(435)</sup>）（注<sup>(436)</sup>）（注<sup>(437)</sup>）（注<sup>(438)</sup>）（注<sup>(439)</sup>）（注<sup>(440)</sup>）（注<sup>(441)</sup>）（注<sup>(442)</sup>）（注<sup>(443)</sup>）（注<sup>(444)</sup>）（注<sup>(445)</sup>）（注<sup>(446)</sup>）（注<sup>(447)</sup>）（注<sup>(448)</sup>）（注<sup>(449)</sup>）（注<sup>(450)</sup>）（注<sup>(451)</sup>）（注<sup>(452)</sup>）（注<sup>(453)</sup>）（注<sup>(454)</sup>）（注<sup>(455)</sup>）（注<sup>(456)</sup>）（注<sup>(457)</sup>）（注<sup>(458)</sup>）（注<sup>(459)</sup>）（注<sup>(460)</sup>）（注<sup>(461)</sup>）（注<sup>(462)</sup>）（注<sup>(463)</sup>）（注<sup>(464)</sup>）（注<sup>(465)</sup>）（注<sup>(466)</sup>）（注<sup>(467)</sup>）（注<sup>(468)</sup>）（注<sup>(469)</sup>）（注<sup>(470)</sup>）（注<sup>(471)</sup>）（注<sup>(472)</sup>）（注<sup>(473)</sup>）（注<sup>(474)</sup>）（注<sup>(475)</sup>）（注<sup>(476)</sup>）（注<sup>(477)</sup>）（注<sup>(478)</sup>）（注<sup>(479)</sup>）（注<sup>(480)</sup>）（注<sup>(481)</sup>）（注<sup>(482)</sup>）（注<sup>(483)</sup>）（注<sup>(484)</sup>）（注<sup>(485)</sup>）（注<sup>(486)</sup>）（注<sup>(487)</sup>）（注<sup>(488)</sup>）（注<sup>(489)</sup>）（注<sup>(490)</sup>）（注<sup>(491)</sup>）（注<sup>(492)</sup>）（注<sup>(493)</sup>）（注<sup>(494)</sup>）（注<sup>(495)</sup>）（注<sup>(496)</sup>）（注<sup>(497)</sup>）（注<sup>(498)</sup>）（注<sup>(499)</sup>）（注<sup>(500)</sup>）（注<sup>(501)</sup>）（注<sup>(502)</sup>）（注<sup>(503)</sup>）（注<sup>(504)</sup>）（注<sup>(505)</sup>）（注<sup>(506)</sup>）（注<sup>(507)</sup>）（注<sup>(508)</sup>）（注<sup>(509)</sup>）（注<sup>(510)</sup>）（注<sup>(511)</sup>）（注<sup>(512)</sup>）（注<sup>(513)</sup>）（注<sup>(514)</sup>）（注<sup>(515)</sup>）（注<sup>(516)</sup>）（注<sup>(517)</sup>）（注<sup>(518)</sup>）（注<sup>(519)</sup>）（注<sup>(520)</sup>）（注<sup>(521)</sup>）（注<sup>(522)</sup>）（注<sup>(523)</sup>）（注<sup>(524)</sup>）（注<sup>(525)</sup>）（注<sup>(526)</sup>）（注<sup>(527)</sup>）（注<sup>(528)</sup>）（注<sup>(529)</sup>）（注<sup>(530)</sup>）（注<sup>(531)</sup>）（注<sup>(532)</sup>）（注<sup>(533)</sup>）（注<sup>(534)</sup>）（注<sup>(535)</sup>）（注<sup>(536)</sup>）（注<sup>(537)</sup>）（注<sup>(538)</sup>）（注<sup>(539)</sup>）（注<sup>(540)</sup>）（注<sup>(541)</sup>）（注<sup>(542)</sup>）（注<sup>(543)</sup>）（注<sup>(544)</sup>）（注<sup>(545)</sup>）（注<sup>(546)</sup>）（注<sup>(547)</sup>）（注<sup>(548)</sup>）（注<sup>(549)</sup>）（注<sup>(550)</sup>）（注<sup>(551)</sup>）（注<sup>(552)</sup>）（注<sup>(553)</sup>）（注<sup>(554)</sup>）（注<sup>(555)</sup>）（注<sup>(556)</sup>）（注<sup>(557)</sup>）（注<sup>(558)</sup>）（注<sup>(559)</sup>）（注<sup>(560)</sup>）（注<sup>(561)</sup>）（注<sup>(562)</sup>）（注<sup>(563)</sup>）（注<sup>(564)</sup>）（注<sup>(565)</sup>）（注<sup>(566)</sup>）（注<sup>(567)</sup>）（注<sup>(568)</sup>）（注<sup>(569)</sup>）（注<sup>(570)</sup>）（注<sup>(571)</sup>）（注<sup>(572)</sup>）（注<sup>(573)</sup>）（注<sup>(574)</sup>）（注<sup>(575)</sup>）（注<sup>(576)</sup>）（注<sup>(577)</sup>）（注<sup>(578)</sup>）（注<sup>(579)</sup>）（注<sup>(580)</sup>）（注<sup>(581)</sup>）（注<sup>(582)</sup>）（注<sup>(583)</sup>）（注<sup>(584)</sup>）（注<sup>(585)</sup>）（注<sup>(586)</sup>）（注<sup>(587)</sup>）（注<sup>(588)</sup>）（注<sup>(589)</sup>）（注<sup>(590)</sup>）（注<sup>(591)</sup>）（注<sup>(592)</sup>）（注<sup>(593)</sup>）（注<sup>(594)</sup>）（注<sup>(595)</sup>）（注<sup>(596)</sup>）（注<sup>(597)</sup>）（注<sup>(598)</sup>）（注<sup>(599)</sup>）（注<sup>(600)</sup>）（注<sup>(601)</sup>）（注<sup>(602)</sup>）（注<sup>(603)</sup>）（注<sup>(604)</sup>）（注<sup>(605)</sup>）（注<sup>(606)</sup>）（注<sup>(607)</sup>）（注<sup>(608)</sup>）（注<sup>(609)</sup>）（注<sup>(610)</sup>）（注<sup>(611)</sup>）（注<sup>(612)</sup>）（注<sup>(613)</sup>）

別紙

奄美群島及び南西諸島のその他の島における郵便組織に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の金銭的債務債務の勘定

一 日本側債務

1、奄美群島に関する日本協定第三条第三項の規定により日本国政府が承継した奄美群島における郵便組織の金融上の債務

に對応する資金「注」(1)(2)(3)(6)(7)(14)(16)

2、奄美群島の行政分離期間中同島における郵便組織が取り扱つた日本国政府郵便組織の業務に関する各種受入金へ前記1、

号により日本側が承認したものと除く

「注」(4)(5)(16)(17)(20)(22)

3、行政分離時ににおける日本国政府郵便組織が取り扱つた北緯二七度以南の南西諸島の地方公共団体に対する簡易生命保険

金の貸付金及び簡易生命保険積立金をもつて引受けた地方債の未償還金

「注」(37)

4、行政分離時における北緯二十九度以南の南西諸島にあつた郵便局の保管現金及び運送金

二 日本国債務

1、行政分離時ににおける北緯二十七度以南の南西諸島在住者に対する日本国政府郵便組織の債務

「注」(31)(32)(33)(34)(35)及び(36)の一部

2、奄美群島の行政分離期間中同島における郵便組織が取り扱つた日本国政府の郵便組織の業務に関する各種支払金

「注」(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23)

3、行政分離後北緯二十七度以南の南西諸島における郵便組織が取り扱つた日本国政府の郵便組織の業務に関する支払金

「注」(36)(37)(38)

亞一第一二八九号

口上書

書



外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、琉球諸島民政長官の要請に基き旧沖縄県在住者の有する戦前の郵便貯金、年金及び簡易生命保険等の払戻促進に関する琉球政府立法院決議第六号写を送付する旨の一九五四年七月十二日付同大使館口上書第五一号及び同上に関する琉球政府行政主席の書簡写を転送する旨の一九五五年一月十八日付同大使館口上書第一二四八号に言及し、次のとおり申述べる光榮を有する。

一 日本国政府が北緯三十度以南の南西諸島において戦争前実施していいた郵政業務は、一九四六年一月二十九日付連合軍総司令部覚書により、同諸島の行政分離と同時に停止された。奄美群島に関しては、一九五三年十二月二十五日同群島の日本復帰に伴い、同業

務は再開されたが、北緯二十七度以南の南西諸島に居住する者に対する日本国郵便組織の戦争前の債務（別表一）は、平和条約発効後の現在に至るまで未払となつてゐる。

日本国政府は同大使館が冒頭口上書をもつて通報された琉球政府及び同諸島在住者のこれが払戻に対する強い要望にもかんがみ、同諸島在住者に対し同債務の支払を早急実施したい意向を有するものである。

二 しかるところ、一九五三年十二月二十四日奄美群島の日本国復帰に際し、締結された「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の第三条第三項には、「日本国政府は、奄美群島における郵便組織のすべての金融上の債務を負うものとする。奄美群島における郵便組織と南西諸島のその他の島における郵便組織との間の勘定は日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で、奄美群島における郵便組織のその他の資産並びに南西諸島のその他

の島における日本国政府郵便組織の戦争前の資産及び債務を考慮に入れて後日合意されるとおり決済されねばならない。」旨を規定している。

よつて、本協定第三条第三項の規定に従い日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、奄美群島及び南西諸島のその他の島における郵便組織に関する日本国及びアメリカ合衆国の間の金銭関係勘定の決済を行うことにつき、アメリカ合衆国政府が同意せんことを要請する。

三 日本国政府の調査によれば、本協定の条項に規定された金銭関係の債権、債務は次のとおりである。

(1) 本協定第三条第三項により決済さるべき奄美群島における郵便組織と南西諸島のその他の島における郵便組織との間の勘定は別表二A-(a)及び(b)のとおり。

(2) 前記の決済にあたり、本協定第三条第三項により考慮に入れら

れるべき奄美群島における郵便組織のその他の資産並びに南西諸島のその他の島における日本国政府郵便組織の戦争前の資産及び債務は別表二B・Cのとおり。

四 前項の債権債務は一括相殺計算により決済することとし、その実施に当つては、日本国政府及びアメリカ合衆国政府間ににおいて検討を要すべき次の諸事項につき、日本国政府は合理的且つ実際的と思料せらるべき決済方式により処理いたしない意向を有するものである。

- (1) 債権及び債務の確定
  - (2) その各勘定における表示通貨の確認
  - (3) 決済残高の確認及び表示通貨の決定
  - (4) 算定さるべき各勘定又は決済残高に対する経過利子及び利率
  - (5) 決済残額及びその経過利子の引渡し方法及びその時期
- 五 別表一による北緯二十七度以南の南西諸島在住者の有する日本国

外  
交  
省

口上書

(口上書仮訳)

秘

第一八号

アメリカ合衆国大使館は外務省に敬意を表するとともに、日本國及び琉球の間ににおける郵便勘定の決済に關する一九五六年八月四日及び十一月十九日付外務省口上書に言及する光榮を有する。

外務省は、同省口上書において太平洋戦争終結前の日本國政府郵便組織の債権者に対し、合衆国政府が北緯二七度以南の南西諸島在住者の所有する郵便為替貯金及び保険年金を直ちに支払を行うことを要請した。

合衆国政府は外務省口上書によつて提起された事項について検討を行つた。よつて合衆国政府は日本國政府に対し適當なる決済方法に関する同政府の見解を申述べたい。

外務省は、一九五六年八月四日付同省口上書の第二項において

「日本國政府は奄美群島における郵便組織のすべての金融上の債務を負うものとする。」旨を規定する一九五三年十二月二十四日締結された日本國とアメリカ合衆国との間の協定第三条第三項に言及している。

合衆国政府は、日本國政府が右協定により負担した純債務額で

政府郵便組織の戦争前の為替貯金と保険年金等については、緊急支払を必要とするのでアメリカ合衆国政府が債権者に対し、直ちに支払を行われんことを要望する。

日本國政府は、アメリカ合衆国政府が右に対し、速かに好意的検討を加えられ何分の意向を回報されんことを要請する。

昭和三十一年八月四日

B.G.

あつて合衆国の奄美群島施政期間一即ち一九四六年一月二十九日より一九五三年十二月二十五日までの期間に関連するものに見合うドル貨を日本政府に払戻すことを提案する。

但し、右金額は琉球諸島の郵便組織の奄美群島在住者に対する債務を日本政府に支払うことを前提とする。この債務は、一九五三年十二月二十五日現在の債務総額より同郵便組織の奄美群島における資産に相当する相殺分を差引いた額に基いて決定されるべきである。合衆国政府は右純債務を迅速且つ明確に決定することが可能である充分な記録があるものと信ずる。

一九五六年八月四日付同省口上書第一項において外務省は現在まで未払となつてゐる北緯二七度以南の南西諸島のその他の島の在住者に対する日本国郵便組織の戦前の債務に言及している。これらの債務の大部分に關する記録書類は日本国に保管されており且つ日本国政府は、那覇日本政府南方連絡事務所を通じ同政府に対する北緯二七度以南の琉球諸島在住者のその他の戦前の請求権の受理、處理及び支払のための手続を既に設定しているので、合衆国政府は日本国政府が同諸島在住者に対する右債務を支払うよう適宜の措置を講ずべきであると信ずる。合衆国政府は日本国政

府が同政府の戦前の郵便組織に対する各業種の請求権に対しても同様右手續を適用すべきであると信ずる。

これらの提案が採用されるならば、両国政府は各自の債務を決済することが可能となり、且つ日本国政府が提案したところの相殺の細目についての取決めは不必要となるであろう。従つて合衆国政府は日本国政府に対し、前記の提案をもつて一九五三年十二月二十四日に締結された協定に企図された決済の基礎となすことを提案する。日本国政府がこれらの提案を受諾するならば奄美群島在住者に対する琉球列島の郵便組織の戦後の債務であつて合衆国政府に對しなすべき支払の適正なる金額及び時期についてアメリカ合衆国大使館は外務省と協議を開始する用意がある。

七月二日

在日アメリカ合衆国大使館

記念印半  
周儀

謹注

ノ カ ヒ	万六 博販	注 意
		1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。
		168
電 信 写		
総番号(TA) 52960		
70年1月11日11時40分 件 優 本 省		
70年10月24日13時48分 番 着 東北		
外務大臣殿 高津子 大使 臨時代理大使 総領事 代理		
国会議員選挙記念切手発行問題		
第473号 略		
往電第467号に関し		
24日、りゆう政郵政庁郵券課長は当方に対し、本件その後の経過につき次の通り述べた趣。		
1. 郵政庁としては依然本件切手の発行計画を変えておらず、主席名で出す告示案文も府長の決裁を得るべく下手中である。		
2. 通常切手発行の計画がある場合は、該計画につき府長の決裁を得てその後に更にその上のレベルへとどけるのが内部上の手続であるが、国政参加に関する本件切手の場合は、りゆう政当局においてもその性格上微みような問題があるやに思われたので、今回に限り計画発案と同時にまず主席の決裁を得た経緯がある。冒頭往電プレス。リースにおいて、主席が本件計画を閲知していなかつたように書かれてあるのは何かの誤りである。		
(了)		

ゆう便脚屋

特連印 3部

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に  
電報番号 (T A) 通路多岐か。

外務省  
68年10月3日19時59分 本省着  
68年10月3日19時59分 本省着  
岸 沖縄事務所長

郵便賃金払戻し問題について

第192号 (秘扱)  
(統務長官へ 第138号)

9月3日松岡主席は、郵便賃金払戻し問題について実業代表者と面談し、代表者の意向を折衝来沖中の小川芳樹大臣に対し次のように内説した。

(1) 30億では福田幹事長来沖のおみやげとしてむしろマイナスと考えられる。

(2) 3年分割払いの場合には、払戻額は52億、一括払いの場合は40億でも納得するであろう。

以上御参考よろしく。

(了) (了)

范竟 當代論文 元緝

46. 5. 26

5月22日(木) 口上喜亭(5-2) 在 郡政厅 年度  
同日 県会議事二等桥課長了承

5月24日(土) 午前午 県会議事二等橋  
午後 13時 本局始大會

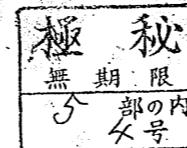
25日(日) 郡政厅 正式開業

1) 6月1日上喜亭 営業販賣。  
2) 七月易成木 6.5付亭のつま木を納入する。  
3) 律師公事 郡政厅 1.付3月 7月20日-8月1日。最初  
半期不S 口上仰へ 葉川 久の出でる 郡政厅  
がS 郡政厅の事務的の 7月20日付付=200  
1km.

郡政厅 県会議事二等橋課  
横喜(優先)  
平木 耳接元

504-4467

外務省



1971.5.22.

Draft)

( Translation )

### Note Verbale

The Ministry of Foreign Affairs presents its compliments to the Embassy of the United States of America and, with reference to paragraph 3 of Article III of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Amami Islands, signed on December 24, 1953, has the honor to inform the latter as follows:

Considering that the reversion of Okinawa, which is expected in the near future, will discharge the Government of the United States of America from the responsibility to make an agreement, on behalf of the Government of the Ryukyu Islands, with the Government of Japan with regard to the settlement of the accounts mentioned in the said paragraph, and that, upon reversion, the postal system of the Government of the Ryukyu Islands will be amalgamated into that of the Ministry of Posts and Telecommunications, the Government of Japan, in the views of the Government of Japan, it is no longer necessary at this stage for the Government of Japan and the Government of the United States of America to achieve agreement on settlement of the said accounts before reversion;

and the Ministry of Posts and Telecommunications, the Government of Japan will contact directly and work with the Postal Service Agency of the Government of the Ryukyu Islands for the purpose of making arrangements which may be necessary in preparation for smooth amalgamation upon reversion of the postal system of the Government of the Ryukyu Islands into that of the Ministry of Posts and Telecommunications, the Government of Japan.

1971.5.22.

(Draft)

Note Verbale

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honor to inform that, with reference to the Ministry's Note of \_\_\_\_\_, 1971 concerning paragraph 3 of Article III of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Amami Islands, the Government of the United States of America concurs in the views of the Government of Japan expressed in the said Note and has no objection to the Ministry of Posts and Telecommunications, the Government of Japan contacting directly and working with the Postal Service Agency of the Government of the Ryukyu Islands for the purpose of making arrangements which may be necessary in preparation of smooth amalgamation upon reversion of the postal system of the Government of the Ryukyu Islands into that of the said Ministry upon reversion of Okinawa.

秘密  
無期限

米軍星	アメリカ局長
条約課長 法規課長	参事官
	北米オ一課長

子並宿

奄美群島復帰事件 郵政業務  
開港場債権債務の決済について

45.11.19.  
米北一(有)  
外務省

11月17日 郵政省貯金局オニ業務課田中課長補佐及び横森オニ業務係長は、  
北米オ一課を来訪し(取引取扱い有り  
応接)、標記の件について別紙資料を  
提示の上、下記とおり補足説明した  
と共に右の検討を依頼されたので  
御報告する。

外務省  
1945年11月19日  
郵便局

GA-5

2

外務省  
内閣文庫  
1. 件の實態と外務省の対応について。  
(1) 本件を沖縄返還本件に解決するため  
行なはれた(1)の手続置の如きと  
沖縄の本土復帰と並ぶ問題が消滅した  
1950年1月13日と並んである。  
(2) 場合に、勿論日本交渉の問題と  
されるが、(1)の場合は未了解と爲るが  
加えて(2)が、割合も必要となる。

記

GA-6

外務省

2. 沖縄返還本邦に於ける解決化事件  
及び公の事件に於ける招致事件。<sup>(1)</sup> 范圍

「日本國政府  
大英美諸島」の43年間の金額

上九 (蠱清且夏) 九五亡了。 蟄夷辟島：勿往，無  
攸狃繩上苟。 西諸島勿勿他九島以名，亡了無

你組織之內的舊黨人，即中國政府之代理人  
合衆國政府之內之：……… 現日合署公文

至于「總統」(即大總統)的稱呼，首推應為  
大總統。<sup>(10)</sup> 1886年3月～34年當時，大總統

本立清。得以成。曰施政事向之。令叔德  
行高。以固仁。基礎計數。確認。本立。清

→牛仔机S。喜连高（内里和B角连环）。经  
遇到子等，向赵“你念什么字了？”“是

⑨後体、条件を満足する経済問題  
具体的な時系列決済問題の考え方

冲縄方面: 11月21日、翌年12月20日解決され。  
長崎の件が未解決のままである。

（二）經濟：起因 12-3。

3. 地方特征乞沙木、故里人和山地  
及山地的山地和山地植被依次分布。

(1) 7.1件债权済済休、郵便組合の  
②取扱事務處へ領收證件其送付の向

1月9~10日、復帰の際 信託取引勘定  
は旧勘定に引き継がれ、吸收式

加 1 倍) 的 直 线 混 合 物 为 200  
kg/m<sup>3</sup>。

(四) 儒家 現在你將乞歸宋地去，後

④ 結論と出方前の審査材料

1. 個人の権利の影響力有無
2. 沖縄統治後よりの影響が既に加わる（第一回）。

即ち、何より沖縄の統治は、結果的に何をもたらすか。

(1) 何より初め、米国政府の行動は、  
何をもたらすか。影響を及ぼすか。

(2) 在美協定の時系列は、沖縄西邊半島  
が何より何をもたらすか。同協定の検査

1941年、「軍事費支の予算」をどう  
扱うかが何をもたらすか。

4. 以上2.3. が総合的下りて、米側が3種  
を得た（第3回までと第4回まで）。

本件の問題は、今、実益の如何解決を  
する意図を何をもたらすか。既述の件の同

類の解決を何をもたらすか。連絡の件の件の件。

奄美群島復帰に伴う郵政業務に関する債権債務の決済について

野・二業

「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（昭和28年条約第33号）第3条第3項に基づく奄美群島の復帰に伴う郵政業務に関する日米間の債権債務の決済については、別紙1の経緯のように、昭和31年8月米国政府に対し、奄美群島の郵政業務に関する債権債務の決済をしたい旨および沖縄住民のもつている戦前の郵便貯金等について米国政府が支払うよう申し入れたところ、昭和32年7月米国大使館から、沖縄住民のもつている郵便貯金等は、この決済と切り離して日本政府が支払われたい旨の提案があつた。

そこで、債権債務の決済について、当局保管の資料による計数と琉球政府保管の資料による計数との対照を行ない、昭和34年10月別紙2のとおり、日琉政府間で債権債務高に関する基礎計数の確認をした。

なお、この債権債務高の算出については、別紙3のような問題点があつて、債権債務の決済についての折衝が中断された。

その後も債権債務の決済問題が進展しないので、その促進方について外務省に申し入れたところ、当時沖縄住民のもつている郵便貯金等の支払について、同住民から1円を1ドルに換算して支払われたい旨の強い要望が出されていたため、外務省が郵便貯金等の支払問題が解決した時期に米国側に働きかけた方が折衝も円滑に進むものと判断されるので、現在折衝を促進することは適当でないという見解を示したこともあつて、その後この問題は進展していない。

しかし、昭和44年12月20日「沖縄住民の有する行政権分離前の郵便貯金、簡易生命保険等の支払問題の解決措置に関する覚書」が総理府および郵政省と琉球政府との間に締結され、支払問題が解決を見るに至つたので、この面からは決済の促進を図るべき時期にきたものと思われる。

注：1 昭和44年1月21日の佐藤・ニクソン共同声明以降沖縄の復帰問題が生じたため、奄美決済は単独に行なうべきか、それとも沖縄の復帰問題とあわせて米国側との交渉等の措置をすべきかが未決定であるが、この決済問題は沖縄復帰とは直接の関連はないが「沖縄復帰に關し外交交渉をする問題点」の一つとして郵官文第303号（45.2.21）により、総理

府特連局を通じ外務省に報告されているものである。

注：2 日米間の債権債務額

日本側債権 202,920 千円

(主として、施政権復帰時に日本側で債務を承継した)

琉球政府郵便貯金等の支払額

米国側債権 32,407 千円

(主として、占領期間中琉球政府が支払つた日本政府)

郵便貯金等の立替払額

差引貸越高 170,513 千円

奄美群島の復帰に伴う為替貯金業務に関する  
債権債務の決済についての現在までの経緯

1 昭和28年12月日米間に「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との  
間の協定」(条約第33号)が締結され、奄美群島の施政権が日本に復帰した。  
この協定第3条第3項には、日本政府は、奄美群島における郵便組織のすべて  
の金融上の債務を負うものとするほか、

(1) 奄美群島に対する行政権の復帰に伴う同群島における郵政事業に関する日  
米間の債権債務について決済すること。

(2) 琉球諸島における行政権が日本から分離する前に同諸島にあつた日本の郵  
政事業に関する資産および債務について決済すること。

2 昭和31年8月日本側は、口上書をもつて、

(1) 日米協定第3条第3項の規定に基づき、日米両国政府間の債権債務につい  
て決済したい。

(2) 沖縄住民のもつている戦前の郵便貯金等を早期に支払われたい。  
旨を米国大使館に申し入れた。

3 昭和32年7月米国側は、日本側の申立てに対し、口上書をもつて、

(1) 米国側は、奄美群島の施政期間中に発生した琉球諸島の郵便組織の奄美群  
島在住者に対する債務の総額から同郵便組織の奄美群島における資産に相当  
する分を差し引いた額に見合うドル貨を日本政府に支払う。

(2) 沖縄住民のもつている戦前の日本の郵便貯金等については、軍事郵便貯金  
等の支払手続の方法により支払われたい。  
旨の申入れがあつた。

4 昭和33年7月外務省において、米国大使館員と打合せが行なわれた。  
その際、同大使館員ブレーザー財務官は、琉球政府調査による日米間債権債  
務決済高調書を提出するとともに、

(1) 米国の施政期間中にB号円で受払いされたものはすべてB号円建てで計算(1  
B号円について3日本円とする。)すべきである。

(2) 日本側の債権債務の調書と米国側の調書に食い違いがあるほか、米国側調  
書には、日本側に掲上されていないものまたは日本側の調書に掲上されてい

る勘定項目で米国側が認めていないものがある。

さらに、同財務官の個人的意見として

- (3) 本件決済について、もつとも合理的な解決方法として、現地の米国民政府が琉球銀行に預託してある凍結資金36,715,404 B号円相当額を日本側に支払うことにより、日米間の債権債務の決済を完了したこととすれば、米国民政府の権限で行なうことができ、米国議会の承認を得ないで済む。との発言があつた。

5 昭和33年10月米国側から提出された調書について、琉球政府保管の資料を調査するとともに、日本側の勘定項目およびその金額について、琉球政府を納得せしめるため、高橋時金局第二課長ほか4名が琉球に出張し、琉球政府と打合せを行なつた結果、前記日米間の債権債務額の相違した理由が判明し、他方日本側保管の資料を米国大使館が調査することとなつた。なお、米国大使館の日本側保管資料の調査確認については、同大使館から琉球政府関係官をして行なわせたい旨の意図表示があつた。

6 昭和34年9月琉球政府工務交通局から石垣庶務課長ほか3名が来日し、郵政省で打合せを行なつた。これにより、琉球側は、日本側保管の資料を確認したほか、日琉間では、過誤払金を除いて勘定項目および金額がおおむね一致した。なお、この打合せの最終日に米国大使館員プレーザー財務官が出席し、打合せ内容を説明した。その席上同財務官から、「日米間債権債務の決済について、貸借高の全部についてB号円建で処理する考え方があるかどうか、非公式でよいから回答してもらいたい。」旨の要望があつた。

7 昭和34年10月前記6のプレーザー財務官の要望に基づき、日米間の債権債務の決済高の算定方法について、事務次官のもとで関係局長の打合せが行なわれたが、算定方法は、

- (1) 日本政府と奄美群島在住者との契約に基づいて取り扱われたものは、日本円建とする。  
(2) 琉球政府と奄美群島在住者との契約に基づいて取り扱われたものは、B号円建とする。

ことが決定され、翌月この方針について大蔵省主計局と打合せを行なつた結果、

郵政省側の方針に意見の一一致をみた。

8 昭和34年12月日本政府と琉球政府との間で確認された日米間の債権債務の決済高調書ほか参考資料が外務省アジア局北東アジア課長の公用私信によりブレーザー財務官に送付された。

9 昭和35年6月米国大使館から要望があり、沖縄住民のもつている郵便貯金等の支払および奄美群島に関する債権債務の決済に關し、郵政省において、米国大使館員ブレーザー財務官ほか外務省、大蔵省、総理府および当省の各課係官が出席し、打合せが行なわれたが、日米間の債権債務の決済に關して、同財務官から、

「日琉政府間で行なつた債権債務の確認の結果については、琉球列島米国民政府からの報告をまつて検討したい。」

との発言があり、日本側から、

「債権債務の算定方法、債務残高に対する経過利子要求についての米国側の意見を文書で回答してほしい。」

旨を申し入れたのに対し、同財務官は、「琉球列島米国民政府と検討したうえ、米国政府に伺い同政府の指示によつて回答する。」

旨の回答があつた。

10 以後本件に関しては、沖縄住民のもつている郵便貯金等の支払に關する沖縄住民からの要望（1円を1ドルに換算して支払つてほしい。）が起つたこともあつて、米国側との折衝は行なわれなくなつた。ただし、昭和36年1月、同36年5月および同39年3月に貯金局第二業務課長が外務省に出向き、その後の状況等について聴取したが、外務省側は、沖縄住民のもつている郵便貯金等の支払問題が解決した時点において決済することが適當であらうとの見解であった。

別紙2

日米間債権債務決済高調書

1959.12.1

項 目	(A) 日本国政府主張の金額	(B) 米国政府主張の金額	備 考
註 1 貯 金	日本円 167,787,876.54	B円 55,929,292.18	B円 55,929,292.18
2 未 払 金(貯金)	658,353.60	219,451.20	219,451.20
3 " (為替)	6,021,316.80	2,007,105.60	2,007,105.60
4 為 替	4,731,056.10	1,577,018.70	1,577,018.70
5 振 替 貯 金	1,421,684.61	473,894.87	473,894.87
6 保 険 才 入 金	12,478,588.20	4,159,529.40	4,159,529.40
14 "	5,826,996.88	1,942,332.29	5,826,996.88
7 年 金 才 入 金	490,631.28	163,543.76	163,543.76
16 "	69,454.43	23,151.48	69,454.43
8 保 険 貸 付 金	( 442.50 )	( 147.50 )	( 147.50 )
9 年 金 貸 付 金	( 3,000.00 )	( 1,000.00 )	( 1,000.00 )
小 計	199,482,515.94	66,494,171.98	70,425,139.52
10 立 替 払 (貯金)	( 24,961,506.17 )	( 8,320,502.06 )	( 24,961,506.17 )
11 " (貯金切手割増金)	( 213.00 )	( 71.00 )	( 213.00 )
12 " (為替)	( 1,126,032.89 )	( 375,344.30 )	( 1,126,032.89 )
13 " (振替貯金)	( 582,715.69 )	( 194,238.56 )	( 582,715.69 )

14	註6を参照					
15	保険貸付金	10,456.77	3,485.59	10,456.77		
16	註7を参照					
17	年金貸付金	1,659.59	553.20	1,659.59		
18	保険才出金	( 2,708,710.05)	( 902,903.35)	( 2,708,710.05)		
19	年金才出金	( 121,359.30)	( -40,453.10)	( 121,359.30)		
20	才入金	21,111.10	7,037.03	21,111.10		
21	国庫金	66,917.75	22,305.92	66,917.75		
22	通信才入金	16,981.94	5,660.65	16,981.94		
23	才出金	( 19,505.58)	( 6,501.86)	( 19,505.58)		
24	通信才出金	( 1,765,536.40)	( 588,512.13)	( 1,765,536.40)		
25	国庫金	( 157,263.67)	( 52,421.22)	( 157,263.67)	B円	
26	年金恩給	( 64,511.11)	( 21,503.70)	( 64,511.11)	誤払( 2,998.67)	
27	証券元利金	( 30,162.57)	( 10,054.19)	( 30,162.57)	誤払( 6,940.79)	
28	証券買上金	( 493,847.36)	( 164,615.79)	( 493,847.36)	誤払( 264,069.83)	
	小計	( 31,914,236.64)	( 10,638,078.87)	( 31,914,236.64)		
29	運送金	436,512.13	145,504.04	436,512.13		
30	現金	1,578,876.00	526,292.00	1,578,876.00		
	小計	2,015,388.13	671,796.04	2,015,388.13		

	未 調 定 項 目				
	外 国 為 替 立 替 払	( 6,441.80 )	( 2,147.27 )	( 6,441.80 )	B 円 過 払 ( 14,300.00 )
	郵 便 為 替 過 払 金				
	小 計	( 6,441.80 )	( 2,147.27 )	( 6,441.80 )	
	計	169,577,225.63	56,525,741.88	40,519,849.21	
36	宮古地区の貯金立替払	( 163,143.69 )	( 54,381.23 )	( 163,143.69 )	
38	同 上 保険立替払	( 203,357.75 )	( 67,785.92 )	( 203,357.75 )	
40	琉球の郵便局保管現金	1,301,985.01	433,995.00	1,301,985.01	
	小 計	935,483.57	311,827.85	935,483.57	
	合 計	170,512,709.20	56,837,569.73	41,455,332.78	

備 考 ( ) 内の金額は、日本国政府側の債務額である。

B1.3紙3

奄美群島に関する日米間の債権債務の  
決済についての問題点等

奄美群島に関する日米間の債権債務の決済に關し、日米両国間でなお解決しなければならない問題点等は、次のとおりである。

1 日米間債権債務決済高調書に関する事項

- (1) 年金恩給（注26）、証券元利金（注27）および証券買上金（注28）の誤払金

いすれも奄美群島所在の郵便局が行政権分離後立替支払をしたものであり、このなかに戦後法令が改正されて無効となつた軍人等の恩給、賜金国債利札および賜金国債が含まれていたものである。

この誤払金を日米間の決済高に含めるかどうかについては、日米協定第3条の解釈等の問題もあるので、日本政府と駐日米国大使館との間で検討することになつており、日本側から法令的に無効のものであることとの根拠を示し、決済高から控除されたい旨申し入れたが、これに対する回答はない。

注： 日米協定第3条の解釈とは、同規定前段の「日本国政府は・・・すべての金融上の債務を負うものとする。」とあるのを、日本側では、債務は承継することになるが、誤払金のような債権は承継することにならないと解釈し、また、米国側では、このような債権も義務を負うべきであり、誤払金の徵収義務は日本側にあると解釈しているものである。

(2) 郵便為替過払金（未調定項目）

琉球の郵便局が行政権分離後振り出したB号円為替を奄美群島所在の郵便局が過払いまたは不足払いしたものの差額（過払い 14,300 B円）を計上したものである。

この過払金については、(1)と同様日米協定第3条の解釈等の問題もあるので、日本政府と駐日米国大使館との間で検討することになつている。

(3) 外國為替立替払（未調定項目）

奄美群島所在の郵便局が行政権分離後終戦に伴ない支払不能となつた日満為替および中華為替を支払つたものである。

この誤払金については、(1)と同様、日米協定第3条の解釈等の問題もあるので、日本政府と駐日米国大使館との間で検討することになつている。

2

奄美群島所在の郵便局の保管現金および運送金  
奄美群島の行政権復帰時における同島所在の郵便局の保管現金および運送金  
を計上したものである。

この保管現金および運送金については、奄美群島の行政権復帰時に米国側に  
引渡済みのものである旨説明し、琉球側では一応納得して決済の対象から除外  
することとなつたが、その後琉球諸島米国民政府ダットソンの意見では、決済  
高に計上すべきであるということで、日本政府と駐日米国大使館との間で検討  
することになつてゐる。

3 決済金額の算定方法

米国側は、各勘定項目のすべてについてB号円建のものとしたいと希望して  
いるが、日本側では、日本政府と南西諸島の住民との契約に基づいた取扱いに  
より、琉球政府の郵便局が受払いしたものに關する勘定は日本円建のものとし、  
その他の勘定はB号円建のものとすることとしており、その旨駐日米国大使館  
に申し入れ済みであるが、これに対する回答はない。

4 決済金残高に対する経過利子

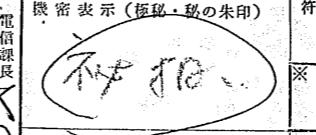
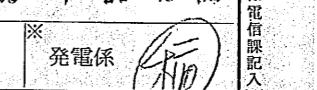
日本側は、債権債務を決済した残高に対して、奄美群島の行政権復帰時以降  
決済時までの間の経過利子を要求したが、ブレーザー財務官は、日本政府がガ  
リオア資金の返済の際、それに対する利子を支払うなら要求に応じてもよい旨  
述べている。

なお、この問題については、米国側の意見を文書をもつて回答してもらいた  
い旨申し入れたが、その後なんら回答はない。

5 準結資金による解決策の提案

ブレーザー財務官から、日本政府が、琉球政府で琉球銀行に預託している凍  
結資金の範囲内で決済することを了承すれば、すぐにも決済に応じられるが、  
その金額をこえるときは、米国議会の承認を必要とするので、決済の時期は遅  
れることになる旨の提案がなされている。

ゆう便  
貿易  
内閣

(回覧番号)		外務省電信案(分類)	
機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示(暗略・平)	※総第 33735 号	(※印欄内は電信課記入)
	※ 第 40 号	※昭和年月日時 分発 63. 7. 30 19:36	
	大至急(至急・普通・LTF)	※ 発電係 	
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 宮房長		主音 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局課(室)名 東北 起案 昭和 63 年 7 月 30 日 起案者 電話番号 吉川 445
協議先			
30 107			
在那霸高瀬 総領事		大使 临时代理大使 あて 離名 大臣發 代理	
在 報		大使 临时代理大使 あて 総領事 代理	
件名 郵便貯金・私庶に及ぶ通大人事令流勧告 (神戸) 貴電第 94 号をもとにして 取扱い 特連局との行合せの結果次のとおり。 1. 郵便貯金・私庶の問題の商討の件 2. 会合における討議の要綱は不明なま 本件は日本政府の問題(内閣)			
(昭和四二七一改正) GB-1			

字  
濟

であり、高等弁務官の权限内の事项について助言、勧告を行なうことを中心とする仕務とする諮詢委員会において取り上げることはかならずしも適當であると判断されたところ、本問題をこれ以上諮詢委員会の試験とすることは了し控えよう。なお、当方参考までに諮詢委員会における本件討議内容につき  
回電ありれど。  
2. 瑞大の人事交流に関するは、派遣職員の不利にならぬよう目下鏡意検討中につき、お含みおありれく、  
なお、本件に関する貴便において具体的  
な事あらば回電ありれど。

外務省

特急 3部(第3回合)

注 意 63.8.2.

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

外政裏外官	務務	房	次次	監官官密書長	上書
儀人会當計					
文電厚給					
領移參旅移					
長領復往					
國資易					
顧析					
ア参北東					
長中西					
米參保申參中					
長北歸審南					
歌參英					
長西東					
近參ア					
長洋、					
經國共二力					
長統ラ近					
經參經贈償					
協政技贈經					
長國國					
染參協					
署參規					
長參草社尊					
政經科					
清參內					
長道外					
文參文三					

總書局(11) 29671  
 63年1月1日22時40分 十八省  
 63年1月2日00時52分 本省  
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理  
 戰前郵便貯金返還し等  
 第97号 平(枚板)  
 實電米北ホ10号人に關し、  
 1. 郵便貯金返還しにつけては琉球側より  
 再三にわたり陳情がなされてゐるが現在  
 にいたるも未解決なるため、7月15日  
 本代表小林郵政大臣と懇談したる際、本件  
 併せて沖縄側の後入出郵便物が、本土の  
 それに比し甚しく多數であることに鑑み  
 郵政における特別援助による解決方を要望  
 したところ、小林大臣は、  
 (1)至急解決の用意あること、  
 (2)從來本件交渉に当り琉球側が派遣した  
 代表者は、つずれも十分な方準備と結  
 論を持ちあわしておらず、問題につ  
 めるにいたらなかつた空緒であるので、

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

本件を急解決のためには次第的結合へ  
をなし得る交渉者の速やかな来日を希望  
しあること。

(一)郵便料金に最も有利な利率を採用する  
ことにより、元金の5倍まで支払いの  
可能性があること。

(二)円・ドル・ペーロンは問題とならないが、  
政治的に必要な措置、例えば郵政会館、  
保険会館の建設等は別途考慮の余地あ  
ること、著申し述べられ、常に政治的  
に本件を解決する緊要性を痛感してい  
た本代表として、眞にエンカレッジングを  
支持を得たものと想料して、今次がござ  
る。

又、本件解決に当つては琉球側にも種々の事情  
があり、且つまだ本土政府の方針から琉  
政内部のみで問題の解決が促進され得な  
いと理解したので、弁務官を介入せしめ、

—2—

外 通 翻

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

琉球代表は十分なる交渉能力を持って上  
京せしめることが然るべきと思料し、その  
第一段階として諮詢委に問題を提起した  
次第である。

今お本勧告提案を諮詢委で討議するまでは、内容を琉球側につける必要あり  
(顧長代表は、円・ドル・ペーロンを鎮圧す  
ることは困難なりと述べている)。若干の  
時間も要するものと考えておるが、(され  
ば上草ある諮詢委の权限論により、本件  
を放置することは、本代表の組し得ざる  
ところであるので、改めて御検討願いた  
い)。

又、本件解決は消極的な意味を持つものであ  
るが、他方郵便料のアンバランスを補正す  
る意味の援助が、郵政従業員への直接的  
プラスになるものありとすれば、積極的  
着手に至るとの想えられるので、同様助  
—3—

外 通 翻

注

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信寫

はつゞくも諸問委において擧り上げ、本業  
との関連性に考慮を払いつつ、につめに  
を仰存であるので、郵政省とも連絡の上、  
貴見を急務八日未練いた。

63

詩選 3 部

## 注 意

43, 8, 14

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写真 (T.A.) 連絡ありたい。 2. 本體の主管変更を

八省着廣東時分19日月13年68年68

外務大臣 聞 沢 大使 临时代理大使 総領事 代理

戰前，郵便賄金私僕上  
年 10 月 2 日 (郵便)

貴賈米比等43年下閏七

先般東京時疏政側（通商局長、郵政大臣等）と懇談を行ない本件についての疏政の方針を確かめるとこゝろ現時実におりてそりを意图すとこゝろは以下の通りと判断されま

(1) 今次上京折衝におりては郵便賄金有各自と  
名市長村長と/or/向て代理権設定の契約を行  
ない衣受権者云々市町村長よりの再代理権  
を行使する事により在京中央郵政局との  
交渉を実り而云々方針を定めること

(2) 先般の大会上よりて決議された凡ての事項  
セント金に計算する方法によると各個の預金  
者の受取分より本土政府の松戻し得る最高

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の金額を控除してあらび名市長村長におりて同時に一齊に各預金者に支払良下。(まゝ上預金者は自己の合意した算定基準に見合う金額を受領する)。

上記市村長による支払金の財源は一概本土政府より、例えは建造物の全費援助と受け建設した建造物の稼動により得る財源、又は自己資金により建造する予定など、援助により浮く予算分の財源から自己の名において支払うこと求めよ。

(2) 繰後20数年郵便貯金の払戻しの旅会と奪われた子ニヒ、本土郵政省の内示して払戻額に2枚郵便局に赴くバス代にも不足する多數小額者の心情とその存在を満足せしめ得ないニヒ、開港在地高令者となりおるニヒ及び従来の支拂の全額算にかんがみ琉球側は可成り高ぶりて之心理状態にあひニヒツリは今次責任者上帝の際は何ん忙中

-2-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

港務局から郵政大臣の御引見を頼い、とくに事情を申しきり相成るとともに責任当局におりても前向きの方針のもとに大至急解決に専念するよう措置相成ることか、当地に関する内外政治問題の現地からも肝要と存せらる。

13)

外務省